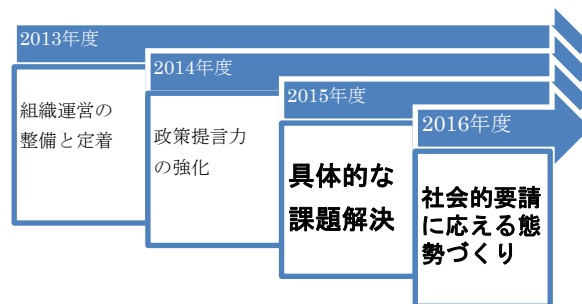


2016年度の事業報告

1. 2016年度の課題（2016年度事業計画より要約）

全国消団連が法人運営に移行した2013年度は“組織運営の整備と定着”を、2014年度は“政策提言力を強める”ことを、2015年度は“具体的な課題解決”を最重点として取り組みを進めました。

全国消団連結成60周年でもあった2016年度は、これまでの成果を引き継ぐとともに、消費者団体への社会的期待の高まりに対応すべく、“社会的要請に応える態勢づくり”を重点としました。



<2016年度の重点テーマ>

取り組むべき広範な課題の中で以下のようなテーマを重点として設定し、また、これら以外の課題についても、理事会等で都度判断しながら必要な取り組みを行うこととしました。

(1) 改めて消費者行政の位置づけ強化を働きかける

○消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転問題に関して、3機関の役割・機能に関する社会的・政治的な理解を広げ、その役割・機能が最大限発揮できる行政的環境を整えることを求めます。

→関係諸団体と連携し、3機関の役割・機能の重要性を主張しました。政府からは移転検討を3年後に先送りする結論が出されましたが、消費者行政の機能の維持・発展を求める立場から、改めて地方移転に反対する意見書を提出しました。

○全国連絡会としては、特に与野党国会議員の消費者問題への理解と関心を深めていくことが必要で、そのカウンターパートとして超党派議員連盟の結成を働きかけていきます。結成後は議員連盟の活動を側面から支援し、消費者立法を促進していきます。

→十分に進められませんでした。2017年度の継続課題とします。

○夏には参議院選挙も行われることから、各党の消費者政策について情報収集し、働きかけを進めていく必要があります。

→「消費者政策に関する政党アンケート」を実施し、自由民主党、公明党、民進党、おおさか維新の会、日本共産党、社会民主党、日本のことを大切にする党、より回答いただきました。

(2) 消費者問題への社会的な理解を広げる

○特定適格団体が消費者裁判手続特例法を存分に活用していくことが望まれますが、財政面

で課題を抱える現状から、この活動を支援する仕組みとして「消費者被害防止救済基金」を設立します。

→全国消団連理事会で約1年検討を重ねた上、「消費者スマイル基金」の設立に向けて準備を進めました（2017年4月28日にNPO設立総会を開催）。

○会員団体の協力を得て、一般消費者への「消費者問題」啓発を具体的に開始していきます。

→2016年度は基金設立への対応に追われ、十分に取組みませんでした。基金の会員・寄付金募集と対になる課題であり、2017年度の継続課題とします。

○あわせて、行政や業界団体にも協力を働きかけ、力を合わせて消費者被害救済のための活動を財政的に支援できる態勢を整えます。

→行政には、基金への応援メッセージ提供や、休眠預金法の対象に消費者分野が盛り込まれるよう支援いただくことを依頼しています。事業者・事業者団体には、基金への入会・寄付金募集について働きかけを開始しています。

（3）消費者団体間や関連団体との連帯を一層進める

○消費者団体全体として社会的影響力を発揮するため、全国消団連は引き続き、各分野の専門的な知見を有する団体の協力を得て全体の主張を組み立て、一致できる主張の社会的「拡声器」としての役割を果たしていきます。

→各団体・専門家の協力を得て、適宜意見発信や院内集会の開催、議員要請などに取り組みました。

○国際的な消費者運動との連携を強めます。

→国際活動専門委員会を中心に活動し、全国消団連60周年記念シンポジウムへのマータ・テラード氏（CI理事、「Consumer Reports」会長兼最高経営責任者）の招聘などを実現しました。CIからの取組み要請に応え、日本政府宛要請書の発出などの取組みを行いました。

○Webシステムを活用して地域団体との連携を強めます。

→活用が広がり、理事会や学習会への遠隔地会員のWeb参加が進みました。

2. 2016年度のふりかえり

（1）政策課題

暮らしに関わる様々なテーマについて理事会で検討し、意見書などの形で発信しました。中でも重点テーマに関しては、それぞれ関係諸団体と協力して課題解決を試みました。

消費者庁・消費者委員会・国民生活センターの地方移転問題では、関係諸団体と連携し、3機関の役割・機能の重要性を主張しました。政府からは移転検討を3年後に先送りする結

論が出されましたが、消費者行政の機能の維持・発展を求める立場から、改めて地方移転に反対する意見書を提出しました。

消費者契約法・特定商取引法の改正については、いくつかの論点を積み残しつつも、消費者保護の強化につながる改正を実現することができました。熊本地震の影響もあり通常国会の審議スケジュールが大変タイトな状態となりましたが、院内集会や再三の議員要請を通じて、会期末土壇場に全会一致での改正を実現できました。

加工食品の原料原産地表示、民法の成年年齢引き下げ、電力・ガス自由化に係る諸課題などについて、時宜に対応して学習会の開催、意見書の発出、議員要請などを重ねました。

全国消団連理事会で約1年検討を重ねた上、「消費者スマイル基金（消費者被害防止救済基金）」の具体化に着手しました。2017年度中にNPO法人としての認証を得るべく準備を進めました（2017年4月28日にNPO設立総会を開催）。

<2016年度活動概要>

2016年度活動方針		<ul style="list-style-type: none"> ・改めて消費者行政の位置づけ強化を働きかける ・消費者問題への社会的な理解を広げる
活 動	意見書、パブコメの提出	32本（前年度22本）
	政府審議会等への参画	11省庁29会議（前年9省庁30会議）
	学習会の開催	20回506名参加（前年度24回）
	調査活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者政策に関する政党アンケート ・消費者被害事例アンケート「あなたの経験大募集！」 ・成年年齢の引き下げについての緊急アンケート ・電源構成等の情報開示に関するアンケート ・LPガス販売における情報開示に関するアンケート
	院内集会の開催	2回開催（4/12 特定商取引法・消費者契約法、11/7 加工食品の原料原産地表示制度）
	消費者契約法改正運動	41団体登録
	ストップ！迷惑勧誘運動	60団体登録
	自然エネルギーアクション	院内集会（11/29「原発廃炉費用の託送料金上乘せ反対」）
	<p>○「学習会の開催→意見書・パブコメの発出」をサイクル化し、機動的な意見発信を行った。</p> <p>○調査活動については、意見書のバックデータとすべく、消費者政策課題に関しては消費者意識や被害実態の把握、エネルギー課題に関しては事業者の実態把握のためのアンケートを実施した。また、Webアンケートを初めて実施し、「成年年齢の引き下げについての緊急アンケート」では幅広い世代から多数の回答を寄せていただくことができた。</p> <p>○消費者契約法・特定商取引法改正後、消費者委員会の消費者契約法専門調査会が再開されたこともあり、「消費者契約法改正運動」関係団体に向けての情報提供を適宜実施している。積み残し論点についての再度の法改正を実現すべく、運動を再構築していくことが今後の課題。</p> <p>○政府審議会等への参画は、対象分野・省庁、頻度において年々増えている。対応のあり方が今後の課題。</p>	

(2) 運営課題

全国消団連 60 周年記念事業として、記念シンポジウム・レセプション、歴史のまとめ、学生による消費者問題に関する研究発表展示、全国消団連ホームページリニューアル、全国消団連紹介リーフレットの作成などを実施しました。

前年度より開始した Web 会議の仕組み活用が広がり、理事会や学習会への遠隔地会員の Web 参加が進みました。

<2016 年度活動概要>

2016 年度活動方針	・消費者団体間や関連団体との連帯を一層進める	
活 動	会員加入状況	47 団体（前年度末▲1 団体）
	理事会開催状況	予定通り開催
	理事会回議	35 件（前年 19 件）
	運営会議開催状況	7 回開催、参加数 263 名
	製品安全専門委員会	引き続き月 1 回ペース。7/1 報告会開催。
	国際活動専門委員会	4 回。60 周年記念シンポジウムへの対応、他
	ホームページの運営	訪問回数平均 16.1 千回／月（前年 15.2 千回）
	『消費者ネットワーク』	引き続き毎月発行。
	消団連速報、連絡会 news	113 号発行（前年 99 号）、48 号発行（前年 63 号）
○運営会議は 60 周年記念シリーズ学習会として位置付け、公開企画として開催した。 ○Web 会議システムの活用を引き続き実施しており、遠隔地会員の Web を通じた理事会や学習会への参加が進んでいる。		